主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

高松地方裁判所のした審判請求を棄却する旨の原決定は、刑訴二六六条一号に基 く決定であるから、同四一九条、四二一条により何時でも高等裁判所に通常の抗告 をすることができるものである。従つて、本件抗告は、同四三三条の要件を欠き不 適法のものであつて、棄却を免れないものである(昭和二六年(し)第七一号、昭 和二八年一二月二二日大法廷決定、判例集七巻一三号二五九五頁参照)。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二九年九月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎